

# 山口県警察における警察手帳の取扱いに関する訓令

平成14年9月18日

本部訓令第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官に対する被服の支給等に関する条例（昭和29年山口県条例第34号）第7条の規定に基づき、警察手帳（警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）第2条に規定する警察手帳をいう。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(提示)

第2条 警察官は、職務の執行に当たり、その身分を示す必要があるときは、証票及び記章を提示しなければならない。

(携帯)

第3条 警察官は、警察手帳を丁寧に取り扱い、所属長が特に指定した場合又は所属長の許可を得た場合を除き、勤務中は常にこれを携帯しなければならない。

(管理)

第4条 警察官は、警察手帳を厳重に管理しなければならない。

(収納)

第5条 本体の証票入れには証票以外のものを、名刺入れには名刺以外のものを納めてはならない。

2 名刺入れに納める名刺の枚数は、3枚以上とする。

(紛失、滅失又は盗難の報告)

第6条 警察官は、警察手帳について、紛失、滅失、盗難その他の事故が生じたときは、直ちにその旨を所属長に申し出なければならない。

2 所属長は、前項の申出を受けた場合において、当該申出に係る事項を確認したときは、速やかにその旨を警察手帳紛失報告書（別記第1号様式）、警察手帳滅失報告書（別記第1号様式）又は警察手帳盗難報告書（別記第1号様式）により警務部会計課長（以下「会計課長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(返納)

第7条 所属長は、警察官が退職し、失職し、又は休職を命ぜられたときは、速やかに警察手帳を回収し、本部長に返納しなければならない。

(保管)

第8条 所属長は、停職、療養休暇等により長期間その職務に従事することのできない警察官及び常に警察手帳を携帯する必要がないと認める警察官が所持する警察手帳を保管することができる。

(再交付等)

第9条 所属長は、警察官から警察手帳を損傷し、若しくは汚損した旨の申出

を受けたとき又は第6条第1項の規定による申出を受けたときは、警察手帳再交付申請書（別記第2号様式）を会計課長を経由して本部長に提出し、警察手帳の送付を受け、これを警察官に再交付しなければならない。

2 警察官は、前項の規定により警察手帳の再交付を受けた後、紛失した警察手帳を発見し、又は盗難に遭った警察手帳を回復したときは、直ちに当該警察手帳を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定により警察手帳の提出を受けたときは、速やかにこれを会計課長を経由して本部長に返納しなければならない。

（書換交付）

第10条 所属長は、警察官から警察手帳の記載事項に変更があった旨の申出を受けたときは、警察手帳書換交付申請書（別記第2号様式）を会計課長を経由して本部長に提出し、警察手帳の書換えを受け、これを警察官に交付しなければならない。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、警察手帳の取扱いについて必要な事項は、別に定める。